

# 茨城県報 第474号

平成5年8月19日

木曜日

## 目次

### 告 示

	ページ
●結核予防法第36条の規定による医療機関の指定及び指定の辞退(保健予防課) …	2
●受胎調節実地指導員の指定(〃) …	2
●道路の区域の変更(2件)(道路維持課) …	2
●道路の供用の開始(〃) …	4
●事業計画の変更の認可(下水道課) …	5
●土地改良区役員の就退任(土地改良事務所) …	6
●土地改良事業の認可(〃) …	8
●土地改良事業の適当決定(2件)(〃) …	8

### (選挙管理委員会)

●選挙管理委員会第8回定例会の招集 …	9
---------------------	---

### 公 告

●常陸那珂工業団地の造成工場敷地の譲受人の公募について(県北振興課) …	9
●開発行為の工事完了(6件)(建築指導課) …	10
●道路の位置の指定(〃) …	12
●建築許可に関する聴聞(〃) …	12

### 規 定

### (企 業 局)

●茨城県企業局組織規程の一部を改正する規程 …	13
●茨城県企業局職務権限規程の一部を改正する規程 …	14
●茨城県企業局文書事務規程の一部を改正する規程 …	14
●企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 …	15
●茨城県企業局会計規程の一部を改正する規程 …	15

# 公 告

## 茨城県告示第990号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、次の医療機関を指定したので公示する。

平成5年8月19日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

(指 定)

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
並木支店広瀬薬局	つくば市並木4-4-2	平成5年7月30日
このみ薬局	筑波郡伊奈町板橋2102-1	平成5年7月31日
株式会社三星薬局	東茨城郡茨城町小堤1013-60	平成5年8月3日

## 茨城県告示第991号

優生保護法（昭和23年法律第156号）第15条第1項の規定により、次の者を平成5年8月10日に受胎調節実地指導員に指定した。

平成5年8月19日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

氏 名 久保田 直 美

住 所 茨城県水戸市大塚町1863番地の152

コーポ大塚201号

## 茨城県告示第992号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成5年8月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成5年8月19日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

路線名	区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
県停 道上 車 桟 下 場 小 川 線	那珂郡山方町大字盛金字雑河内 2984番地先から	旧	メートル 最大 4.5 最小 4.0	メートル 24.4	待避所設置
	那珂郡山方町大字盛金字雑河内 2983番2地先まで	新	最大 6.4 最小 5.7	24.4	
県停 道上 車 桟 下 場 小 川 線	那珂郡山方町大字盛金字岡平川原 2891番地先から	旧	最大 5.2 最小 5.0	26.0	待避所設置
	那珂郡山方町大字盛金字岡平川原 2891番地先まで	新	最大 6.5 最小 6.4	26.0	
県停 道上 車 桟 下 場 小 川 線	那珂郡山方町大字盛金字岡平川原 2287番地先から	旧	最大 5.4 最小 4.0	28.0	待避所設置
	那珂郡山方町大字盛金字岡平川原 2886番地先まで	新	最大 6.6 最小 6.2	28.0	
県停 道上 車 桟 下 場 小 川 線	那珂郡山方町大字盛金字岡平川原 2767番地先から	旧	最大 4.6 最小 4.3	24.0	待避所設置
	那珂郡山方町大字盛金字岡平川原 2765番1地先まで	新	最大 6.6 最小 5.5	24.0	
県停 道上 車 桟 下 場 小 川 線	那珂郡山方町大字盛金字森金 1813番地先から	旧	最大 4.5 最 4.0	26.0	待避所設置
	那珂郡山方町大字盛金字森金 1813番地先まで	新	最大 7.2 最小 5.7	24.0	
県停 道上 車 桟 下 場 小 川 線	那珂郡山方町大字盛金字森下 1822番1地先から	旧	最大 6.0 最小 5.0	25.0	待避所設置
	那珂郡山方町大字盛金字森下 1824番1地先まで	新	最大 7.7 最小 7.0	25.0	

## 茨城県告示第993号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成5年8月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成5年8月19日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 355号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
西茨城郡岩間町大字下郷 4688番地1地先から	旧	最大 <small>メートル</small> 10.0	130	
		最小 8.5		
西茨城郡岩間町大字下郷 6314番地先まで	新	最大 10.0	130	迂回路設置
		最小 10.0		
		最大 13.5	133	
		最小 12.0		

## 茨城県告示第994号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成5年8月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成5年8月19日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

- 1 路 線 名 県道 水沼磯原線
- 2 供用開始の区間 北茨城市華川町大字小豆畑字前小豆畑1920番地先から  
北茨城市華川町大字小豆畑字産子沢1130番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成5年8月19日

茨城県告示第995号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成5年8月19日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

1 施工者の名称

友部・笠間広域下水道組合

2 都市計画事業の種類及び名称

友部都市計画及び笠間都市計画下水道事業友部・笠間広域公共下水道

3 事業施工期間

平成2年8月9日から平成14年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成2年茨城県告示第1014号の事業地に西茨城郡友部町大字平町字大沢の一部の区域を加えた区域

(2) 使用の部分

平成2年茨城県告示第1014号の事業地のうち(1)に掲げる区域を削り、当該事業地に(2)に掲げる区域を加えた区域

(1) 西茨城郡友部町中央四丁目並びに大字平町字天神堀及び字本町並びに大字鴻巣字前原及び字韭芝並びに大字橋爪字本町及び字新田町の各一部の区域

笠間市大字笠間字裏町及び字毘沙門入並びに大字下市毛字裏町の各一部の区域

(2) 西茨城郡友部町中央四丁目並びに大字平町字天神堀、字本町、字旧陣屋及び大金並びに大字鴻巣字前原及び韭芝並びに大字橋爪字本町、字新田町、字肴町及び大鏡堂並びに大字大古山字宮本及び字山の神の全部の区域

西茨城郡友部町大字平町字新善光寺、字千哉、字小人町、字並松、字西田川、字西田、字海老根前、字長山堀及び字三光院脇並びに大字大田町字樹堀及び字五輪廓並びに大字鴻巣字田場田内並びに大字橋爪字田町並びに大字大古山字欠下、字赤岡、字佐藤林、字高野、字高野田、字小澤、字本内、字細谷及び字大久保の各一部の区域

笠間市大字笠間字亀ヶ橋、字花香町、字杓子内、字裏町、字表町及び字毘沙門入並びに大字石井字松橋及び字片町裏並びに大字下市毛字裏町、字表町及び字常楽の全部の区域

笠間市大字笠間字愛宕前、字大町裏、字桂町、字田町、字大和田台、字一本松、字桜町及び字川東並びに大字石井字精進場、字間黒前、字元ノ、字寺前、字山王下、字山下及び字後田並びに大字寺崎字沖、字神田及び字町田並びに大字箱田字間黒前の各一部の区域



## 茨城県告示第996号

鹿島郡大野村大字津賀1919番地の1に事務所を置く大野中部土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成5年8月19日

茨城県鉾田土地改良事務所長 郡 司 脩

## 1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿島郡大野村大字角折406	理 事	小 堤 章 嗣	
〃 〃 大字小山177	〃	高 田 正 午	
〃 〃 〃 96	〃	小 澤 三 郎	
〃 〃 〃 89	〃	高 田 靖	
〃 〃 大字荒野140	〃	内 田 清 蔵	
〃 〃 〃 1640-2	〃	内 田 幸 夫	
〃 〃 〃 61	〃	内 田 達 雄	
〃 〃 〃 223	〃	小 沼 喜 義	
〃 〃 〃 345	〃	堺 田 博	
〃 〃 〃 170-2	〃	遠 峰 道 雄	
〃 〃 大字角折235	〃	生井澤 潤	
〃 〃 〃 436	〃	長 岡 好 作	
〃 〃 大字青塚273	〃	汀 忠 衛	
〃 〃 〃 453-1	〃	巖 崎 利 夫	
〃 〃 〃 538	〃	清 宮 憲	
〃 〃 〃 1202	〃	清 宮 芳 明	
〃 〃 大字荒井11-1	〃	久 保 松 樹	
〃 〃 〃 5-1	〃	久 保 五 郎	
〃 〃 〃 603-13	〃	北 崎 肇	
〃 〃 〃 345-13	〃	出 頭 悌 喜	
〃 〃 大字荒野343-2	監 事	堺 田 敏 雄	
〃 〃 大字小山14	〃	高 田 正 衛	
〃 〃 大字荒野123	〃	内 田 長 衛	
〃 〃 大字角崎2364-3	〃	長 岡 敏 夫	
〃 〃 大字青塚1224	〃	方波見 紘 昭	
〃 〃 大字和821-2	〃	根 崎 勇	
〃 〃 大字荒井595	〃	久 保 勝 衛	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿島郡大野村大字角折 4 0 6	理 事	小 堤 章 嗣	
“ “ 大字小山 1 7 7	“	高 田 正 午	
“ “ “ 9 6	“	小 澤 三 郎	
“ “ “ 1 1 5 9 - 9 2	“	小 倉 正 男	
“ “ 大字荒野 1 4 0	“	内 田 清 蔵	
“ “ “ 1 6 4 0 - 2	“	内 田 幸 夫	
“ “ “ 6 1	“	内 田 達 雄	
“ “ “ 2 2 3	“	小 沼 喜 義	
“ “ “ 2 4 3	“	小 原 正 男	
“ “ “ 1 7 0 - 2	“	遠 峰 道 雄	
“ “ 大字角折 2 3 5	“	生 井 澤 潤	
“ “ “ 4 3 6	“	長 岡 好 作	
“ “ 大字青塚 2 7 3	“	汀 忠 衛	
“ “ “ 4 5 3 - 1	“	巖 崎 利 夫	
“ “ “ 5 3 8	“	清 宮 憲	
“ “ “ 1 2 0 2	“	清 宮 芳 明	
“ “ 大字荒井 1 1 - 1	“	久 保 松 樹	
“ “ “ 5 - 1	“	久 保 五 郎	
“ “ “ 6 0 3 - 1 3	“	北 崎 肇	
“ “ “ 3 4 5 - 1 3	“	出 頭 悌 喜	
“ “ 大字荒野 1 6 5 0	監 事	堺 田 敏 雄	
“ “ 大字小山 1 4	“	高 田 正 衛	
“ “ 大字荒野 1 2 3	“	内 田 長 衛	
“ “ 大字角折 2 3 6 4 - 3	“	長 岡 敏 夫	
“ “ 大字青塚 1 2 2 4	“	方 波 見 紘 昭	
“ “ 大字和 8 2 1 - 2	“	根 崎 勇	
“ “ 大字荒井 8 - 1	“	土 子 政 一	



**茨城県告示第997号**

平成5年4月30日付けで、大和村長から認可申請のあった新沼地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により平成5年7月28日認可した。

平成5年8月19日

茨城県下館土地改良事務所長 片山 栄三

**茨城県告示第998号**

笠間市から平成5年7月5日付けで認可申請のあった笠間地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により平成5年8月2日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成5年8月19日

茨城県水戸土地改良事務所長 稲葉 忠

**1 縦覧に供する書類**

笠間地区土地改良事業計画書の写し

**2 縦覧の期間**

平成5年8月20日から平成5年9月17日まで

**3 縦覧の場所**

笠間市役所

**茨城県告示第999号**

笠間市から平成5年7月5日付けで認可申請のあった太田切地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により平成5年8月2日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成5年8月19日

茨城県水戸土地改良事務所長 稲葉 忠

**1 縦覧に供する書類**

太田切地区土地改良事業計画書の写し

**2 縦覧の期間**

平成5年8月20日から平成5年9月17日まで

**3 縦覧の場所**

笠間市役所



(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第54号

平成5年茨城県選挙管理委員会第8回定例会を次のとおり招集する。

平成5年8月19日

茨城県選挙管理委員会委員長 内 藤 健 二

- 1 日 時 平成5年8月20日（金）  
午前10時30分から
- 2 場 所 茨城県水戸市三の丸1-5-38  
茨城県議会特別会議室
- 3 議 題
  - (1) 茨城県知事選挙並びに茨城県議会議員取手市選挙区補欠選挙および筑波郡選挙区補欠選挙の執行について
  - (2) 病院長が不在者投票管理者となる病院の指定について
  - (3) 市町村選挙の結果について
  - (4) 政治団体の設立届出，解散届出の状況について
  - (5) そ の 他

公 告

●常陸那珂工業団地の造成工場敷地の譲受人の公募について

常陸那珂工業団地の造成工場敷地について，首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和33年法律第98号。以下「法」という。）第21条の規定に基づき，その譲受人を次により公募します。

平成5年8月19日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

- 1 分譲する造成工場敷地の所在地  
茨城県那珂湊市阿字ヶ浦町字千駄切552-27
- 2 分譲面積等

画 地	面 積
6-1画地	3,400㎡

## 3 分譲価格

1 平方メートル当たり 33,780 円

## 4 立地に適する業種

電気供給業

## 5 譲渡条件

- (1) 法第22条似規定する資格を有すること。  
 (2) 法第18条の2の規定に基づく処分管理計画によること。

## 6 申込書受付期日

平成5年9月2日(木)及び3日(金)

## 7 申込書受付場所

水戸市三の丸1丁目5番38号  
 茨城県企画部県北振興課

## 8 申込みに必要な書類

当県所定の様式による。

## 9 その他

詳細については、茨城県企画部県北振興課(電話 代表 0292(21)8111 内線 2554)へお問い合わせください。

## ◎開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成5年8月19日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡総和町大字上辺見字鹿養大道北524番3, 542番1, 543番2, 544番, 大字下辺見字今泉2158番

## 2 事業主の住所及び氏名

水戸市千波町2333番地  
 日産プリンス茨城販売株式会社  
 代表取締役 石 川 文 彦

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡境町大字西泉田字下野原1443番1, 同番3, 1453番

## 2 事業主の住所及び氏名

大阪市北区堂島浜一丁目2番6号

旭化成工業株式会社

代表取締役社長 弓 倉 礼 一

~~~~~

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

竜ヶ崎市字柏ヶ作752番から764番まで

- 2 事業主の住所及び氏名

竜ヶ崎市755番地

有限会社 アイエヌエス

代表取締役 坂 本 守

~~~~~

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑波郡谷和原村筒戸字諏訪2194-1

- 2 事業主の住所及び氏名

東京都千代田区丸ノ内3丁目1番1号

出光興産株式会社

千葉県中央区新田町37番24号

支配人 古 谷 進

~~~~~

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡波崎町字源内場7095番3, 同番4, 同番5, 同番6, 同番7, 同番8, 7096番3, 同番4

- 2 事業主の住所及び氏名

鹿島郡波崎町9435番地

株式会社 山茂商事

代表取締役 山 口 茂 春

~~~~~

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡鹿島町神野2丁目1441番1

- 2 事業主の住所及び氏名

鹿島郡鹿島町宮中5丁目10番20号

有限会社 内野商事

代表取締役 内 野 清

~~~~~

### ◎道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成5年8月19日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

| 指定番号              | 指 定<br>年 月 日 | 申 請 者                           |                   | 道 路 の 位 置                                           | 道路幅員及び延長     |              |
|-------------------|--------------|---------------------------------|-------------------|-----------------------------------------------------|--------------|--------------|
|                   |              | 氏 名                             | 住 所               |                                                     | 幅 員          | 延 長          |
| 浦土木指令<br>第 1269 号 | 5. 8. 5      | 株式会社<br>協栄工務店<br>代表取締役<br>佐藤 是和 | 土浦市川口<br>1丁目10番5号 | つくば市大字横町字<br>不動坊351 - 1,<br>つくば市大字中根字<br>不動坊547 - 1 | メートル<br>4.20 | メートル<br>20.0 |

### ◎建築許可に関する聴聞

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第13項の規程に基づき次のとおり聴聞を行います。

平成5年8月19日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

- 1 聴 聞 期 日 平成5年8月30日（月）午前11時
- 2 聴 聞 場 所 北相馬郡守谷町守谷字上裏甲257番1
- 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。  
自動車修理工場の増築
- 4 申請者住所氏名 水戸市城東1丁目3番24号  
水戸日産モーター株式会社 代表取締役 竹内成一
- 5 建築物構造規模 鉄骨造1階建 増築  
申請延べ面積 143.18平方メートル 既存183.375 平方メートル
- 6 敷 地 面 積 1, 359.981平方メートル
- 7 原 動 機 増設4.4キロワット 既設4.5キロワット
- 8 建築物の位置 北相馬郡守谷町守谷字上裏甲257番1及び6

**規 程**

( 企 業 局 )

茨城県企業管理規程第10号

茨城県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成5年8月19日

茨城県公営企業管理者

企業局長 川 田 弘 二

茨城県企業局組織規程の一部を改正する規程

茨城県企業局組織規程(昭和42年茨城県企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第5条の表中

|              |         |   |
|--------------|---------|---|
| 茨城県企業局涸沼川浄水場 | 西茨城郡友部町 | を |
|--------------|---------|---|

|              |          |   |
|--------------|----------|---|
| 茨城県企業局涸沼川浄水場 | 西茨城郡友部町  | に |
| 茨城県企業局水海道浄水場 | 水海道市大塚戸町 |   |

改める。

第6条の表中

|              |          |   |
|--------------|----------|---|
| 茨城県企業局涸沼川浄水場 | 総務課, 浄水課 | を |
|--------------|----------|---|

|              |          |   |
|--------------|----------|---|
| 茨城県企業局涸沼川浄水場 | 総務課, 浄水課 | に |
| 茨城県企業局水海道浄水場 | 総務課, 浄水課 |   |

改める。

第7条の8を第7条の9とし、第7条の7の次に次の1条を加える。

(水海道浄水場の分掌事務)

第7条の8 水海道浄水場の分掌事務は、県西広域工業用水道事業に関することで、次に掲げるものとする。

- (1) 取水、浄水及び排水に関すること。
- (2) 取水場及び浄水場に関すること。
- (3) 水道無線に関すること。

付 則

この規程は、平成5年9月1日から施行する。

茨城県企業管理規程第11号

茨城県企業局職務権限規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成5年8月19日

茨城県公営企業管理者

企業局長 川 田 弘 二

茨城県企業局職務権限規程の一部を改正する規程

茨城県企業局職務権限規程（昭和42年茨城県企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。  
別表第10中第7項を第10項とし、第6項の2を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の2を第5項とし、第8項の次に次の1項を加える。

第9 水海道浄水場長

工業用水道事業法第19条の規定による水質の測定及びその記録

付 則

この規程は、平成5年9月1日から施行する。

茨城県企業管理規程第12号

茨城県企業局文書事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成5年8月19日

茨城県公営企業管理者

企業局長 川 田 弘 二

茨城県企業局文書事務規程の一部を改正する規程

茨城県企業局文書事務規程（昭和42年茨城県企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。  
第4条第2項第2号中「及び酒沼川浄水場」を「、酒沼川浄水場及び水海道浄水場」に改める。

別表第1中

「

|              |       |   |
|--------------|-------|---|
| 茨城県企業局酒沼川浄水場 | 企 酒 浄 | を |
|--------------|-------|---|

」

「

|              |       |   |
|--------------|-------|---|
| 茨城県企業局酒沼川浄水場 | 企 酒 浄 | に |
|--------------|-------|---|

」

|              |       |
|--------------|-------|
| 茨城県企業局水海道浄水場 | 企 水 浄 |
|--------------|-------|

改める。

付 則

この規程は、平成5年9月1日から施行する。

茨城県企業管理規程第13号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成5年8月19日

茨城県公営企業管理者

企業局長 川 田 弘 二

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業職員の給与に関する規程（昭和42年茨城県企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第4条の表中

「

|         |                              |   |
|---------|------------------------------|---|
| 湊沼川浄水場長 | 給料月額 $\frac{14}{100}$ に相当する額 | を |
|---------|------------------------------|---|

」

「

|         |                              |   |
|---------|------------------------------|---|
| 湊沼川浄水場長 | 給料月額 $\frac{14}{100}$ に相当する額 | に |
| 水海道浄水場長 | 給料月額 $\frac{14}{100}$ に相当する額 |   |

」

改める。

付 則

この規程は、平成5年9月1日から施行する。

茨城県企業管理規程第14号

茨城県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成5年8月19日

茨城県公営企業管理者

企業局長 川 田 弘 二

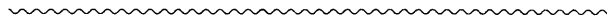
茨城県企業局会計規程の一部を改正する規程

茨城県企業局会計規程（昭和42年企業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「同溜沼川浄水場」を「同溜沼川浄水場，同水海道浄水場」に改める。

付 則

この規程は，平成 5 年 9 月 1 日から施行する。



毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも 1 月 )  
(休日の場合は繰下発行) (金 2, 3 0 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)